辻整形外科 (介護予防)通所リハビリテーション

【 令和6年 6月より 】

1.基本料金 (単価:円)

サービス提供時間	通常規模型通所リハビリテーション費(病院・診療所の場合)1時間以上2時間未満					
要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数		
要介護1	369	738	1107			
要介護2	398	796	1194	1日につき		
要介護3	429	858	1287			
要介護4	458	916	1374			
要介護5	491	982	1473			
要支援1	2,268	4536	6804	1月につき		
要支援2	4,228	8456	12684	ו אוכ אפ		

2.加算料金

加算項目			介護区分	利用者負担額			第中回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
	サービス提供体制強化加算(I)		要介護	22	44	66	1日につき
			要支援1	88	176	264	1月につき
全			要支援2	176	352	528	
員対	員 科学的介護推進加算			40	80	120	1月につき
象			介護・支援	所定単位数の1%を減算			介護は1日につき
	業務継続計画未策定減算			当院は定められた事項を履行している為、滅算はございません。			支援は1月につき
	介護職員等処遇改善加算(I)			総単位数 × 8.6%を加算		1月につき	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		要介護(3月以内)	110	220	330	1日につき
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)		要介護(3月以内)	240	480	720	1日につき
	生活行为向上ロハビリラ	上活行為向上リハビリテーション加算		1,250	2,500	3,750	1月につき
	生活行為内エリハビリナーション加昇		要支援(6月以内)	562	1,124	1,686	1月につき
	リハビリテーション マネジメント加算	(1)	要介護(6月以内)	560	1,120	1,680	1月につき
			要介護(6月超))	240	480	720	1月につき
		(□)	要介護(6月以内)	593	1,186	1,779	1月につき
			要介護(6月超))	273	546	819	1月につき
		事業所の医師が利 用者又はその家族 に対して説明し、利 用者の同意を得た 場合	介護	270	540	810	1月につき
	退院時共同指導加算		介護·支援	600	1200	1800	1回につき
	送迎が実施されない場合		要介護	-47	-94	-141	片道1回につき
	12か月超減算		要支援1	-120	-240	-360	1月につき
			要支援2	-240	-480	-720	1月につき
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%を加算			1月につき

3.介護保険外費用

項目	利用料金	内容
テープタイプ型おむつ	160円/枚	
はくタイプ型おむつ	150円/枚	
尿とりパッド	100円/枚	
ガーゼ又は処置用品		状況に応じての相当額
複写物の交付		コピー代:B5~A3サイズ 1枚10円
その他		上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます

4.各加算説明

・サービス提供体制強化加算

職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する 加算です。

•科学的介護推進加算

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するための加算です。

· 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定金額の99/100となります。(当院は実施しておりますので、減算はございません)

• 業務継続計画未策定減算

業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、所定金額の99/100となります。(当院は実施しておりますので、減算はございません)

・短期集中個別リハビリテーション実施加算

利用者の身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施することを評価する加算です。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)

認知症を持つ利用者に対して、生活機能を改善するための短期間の集中的なリハビリテーションを提供することを評価する加算です。

・生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活機能が低下した利用者に対してリハビリテーションを行うことにより、生活機能の向上を支援することを評価する加算です。

・リハビリテーションマネジメント加算

利用者の状態や生活環境等を踏まえた計画の作成、適切なリハビリテーションの実施、評価、計画の見直しを行い、質の高いリハビリテーションを提供することを評価する加算です。「SPDCAサイクル」(Survey:調査、Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)の構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行うことが求められています。口に関してはLIFEへの提出を行っていること

·送迎減算

自宅と事業所の間の送迎を行わない場合に適用される減算です。

・12か月超減算

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合の減算

・中山間地域サービス提供加算

通常の実施地域以外に居住する要介護者に対する介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するための加算です。

·介護職員等処遇改善加算(I)

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

ご不明な点がございましたら お問い合わせ下さい。 TEL(073)483-1234 FAX(073)483-0221